6月 SHIZUE 談笑版

2020年6月11日号
VOL.142

宇陀市 大願寺にて［ハンカチの木］花言葉は 清潔　南谷撮影

INDEX

- 代表社員税理士 南谷のコラム
- 税理士登録（山田）ご挨拶 ＆ 松尾よりご報告
- 職員の「おうち時間の過ごし方」
- 代表社員税理士 松尾より〈今まで申し訳ございません!〉
- 労働保険料の年度更新・算定基礎届のお知らせ

まだまだ捨てたもんじゃない日本人！では、あおば人は？

早いもので今年も既に６月に入り半ばに差し掛かってまいりました。この約５か月の間に聞かなかった日の無かった「新型コロナウィルス感染症」。当初聞き始めたときはインフルエンザと同様に「暑くなれば収まるだろう」くらいに思っておりましたが、なかなかどうして５月を過ぎても収まらず、アフリカや東南アジア・中南米などでも猛威を振るっているとの事で、これは当分お付合いしなければならなくなりそうです。

４月に発令された「緊急事態宣言」の期間中は、罰則が無いにも関わらず多くの国民が自粛し、事態の収束に協力してきました。震災時における被災者の行動や、古くは宣教師たちを驚かせた日本の庶民の立居振舞いなど、日本人の根底にある気質に、今回も海外では理解不能の反応が起こっているようです。本当に素晴らしいことです。

弊社も４月の緊急事態宣言以降、総務以外の社員を５つの班に分け２つの班を出勤とし、あとの３つの班は在宅勤務という体制を敷きました。関与先の皆様にはご不便をおかけしております事をこの紙面をお借りしてお詫び申し上げます。それに併せて、平時は電車・バスを利用して通勤している社員には社用車を貸与し通勤時における３密を回避する施策を取りました。お蔭さまで現在までのところ感染者を出さずにすんでおります。このまま何とかやり過ごすことができればと思っております。

５月末をもって緊急事態宣言は解除されましたが、弊社としては今後も当分の間在宅勤務を継続する方針です。コロナの感染を回避するためであることは勿論のこと、弊社の業務は在宅でも可能ではありますが、やはり会社とは使用する設備や資料の保管など格段に不便なものとなります。そこで在宅で出来ること、会社でなければ出来ないこと、だから会社にいる間にやっておかなければならないことの整理をし、先のことを考えなければスムーズに業務が進行していきません。また、会えないからこそコミュニケーションの取り方にも工夫しなければなりません。このあたりの訓練には最適な環境だと実際やってみてわかりました。

また、人生の中で最も無駄な時間である通勤時間を少なくすることで自分の時間ができるということは、税理士試験の受験生が多い弊社の社員とっては、その勉強の時間に充てられることとなり、これはまさに一石二鳥どころか三鳥以上の効果があるかもしれません。
そして、今後の人材採用に際していろいろな働き方の選択肢を提示することが出来るものと考えています。

さあ、この苦難を乗り越えて飛躍する「あおば人」は何人出現するか期待です。

会社としては性善説で考えるしかありません。会社の思惑から外れ自分に甘えて埋没していく者も出てくるだろうと思います。社員には内緒ですが、社員の評価にも繋がるのではないかとニヤニヤしております。

コロナ一過の日本経済は、多くのことがこれまでと大きく変わっていくと思われます。そのときに時代遅れとならないように、常に情報収集を怠ることなく経営を進めていかなければなりません。

代表社員税理士　南谷　正仁

山田　佑貴・税理士登録のご報告

この度税理士法人あおばでの実務経験が認められ、税理士登録の運びとなりました**山田　佑貴**と申します。少しばかり自己紹介をさせて頂きますと、平成 30 年に税理士法人あおばに入社、奈良県生まれ奈良県育ちの生粋の大和人であります。10 代の頃より音楽バンド活動に打ち込んでいましたが、一転し 23 歳より簿記・税理士試験の勉強を開始、29 歳で税理士試験を突破することができました。

税理士法人あおばでは、他士業とも連携した専門家ワンストップコンサルティングファームを形成しており、税理士登録から間もない私ではありますが その一員として顧問先様の一助となれるよう努めて参ります。

バンド（Band）の意味は「団結」。毛利元就の三本の矢の話にもあるように団結・結束は非常に大きな力を生み出します。１０代の頃より経験し培ったこの想いを「あおば」という専門家集団の中でも発揮できたらと思います。

山田　佑貴

山田の税理士登録に際して

山田は 31 歳ですので平均年齢が 60 歳を超える当業界にあっては、かなりの若手ということになります。入社以来、お客様や上司からの要望に応えようとする素直さと根気は目を見張るものがあり、社内には勤務をしながら税理士試験の勉強をしているメンバーが多数おりますので、彼らの模範にもなってもらえればと期待しております。

とはいえ情報発信や各種ご説明など「アウトプット」の面でまだまだ成長の余地がありますので、手を緩めることなく教育も致しますし、どしどしご要望もお伝え頂けますと幸いです。今後とも宜しくお願い申し上げます。

代表社員税理士　松尾　潤

あおば職員の おうちじかんの すごしかた

新型コロナウィルス対策として、せっかくのゴールデンウィークも
そんな中、あおばの職員たちは何をして過ごしていたのかちょっと聞いてみました！

いちご、ニンニク、ねぎ、玉ねぎ、きゅうり、ブロッコリー、ニンジン、大根、レタス、ピーマン、シシトウ、ナス、トマト、落花生、ホウレンソウ、チシャ菜、スイカ、かぼちゃ、オクラ、鷹の爪、ゴマ、かぶ、にら、アスパラ、枝豆、トウモロコシ、蕎麦、キャベツ、ジャガイモ、ゴボウ、サツマイモみんな順調に育ってます。ヨシヨシ。
里芋と生姜と椎茸はなかなか顔を見せてくれません。我慢比べです。
今は切り花に挑戦中！

嵐のコンサート DVD 観戦
5/16、本物のコンサートに行ってキャーキャー言ってるハズだったわ…

VR を購入しました。
観光動画があり、海外の観光地を見て回っている
体で楽しみました。（既に飽きてホコリかぶっていますが）

外食もレジャーも自粛のため、子供の日に「Y 野家」の牛丼をテイクアウトし、２歳児のおチビから８０歳代の「おっきいばぁ」まで、庭先にレジャーシートを敷いて、“お外でお昼ご飯”しました！
緊急事態宣言が解除された週末は、近所の妹家族も含め 10 名ほどで、テイクアウトのベーグルサンドをお外でパクつきました！

そろそろニンテンドースイッチを購入しようと思っていた矢先、
コロナで入荷未定となり、仕方なく初代ファミコン（クラシックミニ）を買いました。とても懐かしく、子供と楽しく遊んでいます。

昔のゲームは目に優しいですねぇ‥。

公演中止の代わりにネットで配信された朗読劇を見ました。
イヤホンで聴くと直接語り掛けられているようでとても良かったです。

５月は夏野菜の植え付けや水やりに最適な季節
毎日、朝夕に野菜に話しかけています

毎年の事ですが、お天気の良い日に家族の毛布を洗濯します。

天理市おうちごはん券を活用して、テイクアウトでおうち宴会を楽しみました。天理在住ですが知らないお店も参画されていて、新たなお店の発見もありました！

いかがでしたでしょうか、あおば職員も多種多様な過ごし方でおうち時間を楽しんだようです。
お出かけの難しい梅雨の季節にも、参考に(?)していただければ幸いです。

今まで申し訳ございません!

Web 会議も活用し お客様とさらに密な対話を
コロナ後も見据えたシミュレーション⇒反転攻勢へ！

財務の原理原則は**「貸借対照表の左上と右下を厚く」**であります。
すなわち貸借対照表の左上においては**「キャッシュ量」**、右下においては**「純資産（自己資本比率）」**を厚くすることなのですが、この２つはどの診療科に通う際にも必ずチェックする**「血圧」のようなもの**で非常に大切です。そしてコロナ禍でその大切さを改めて身に染みて感じています。

社会活動の両輪である「教育と経済」の両方がストップした状態から徐々に回復しつつある**今、重要なのは「収支計画」**と位置付けています。収支計画とはすなわち「シミュレーション」であります。
見通しを立てづらいからこそ、今後の売上・経費・利益そして資金を、減価償却や納税、設備投資、借入返済も含めてシミュレーションして「見える化」するということになります。
ひな型や専用ソフトも開発してございますので、**「収支計画」⇒「将来の貸借対照表を確認（左上と右下を厚く）」⇒「月次で追いかける」という「反転攻勢のサイクル」**が大切です。

そして、ご面談のみならず Web 会議を併用すれば、今までよりも臨機応変にもっと多くの打合せの機会に参加させて頂けることに今さらながら気づきました。今まで申し訳ございません。
反転攻勢サイクルのどの局面においてでも、毎月や隔月など臨機応変に、税理士も交えた財務ミーティングを**定点観測**としてご活用頂きたく存じます。

代表社員税理士　松尾　潤

社会保険労務士からのお知らせ

- **健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届**
  提出期限は　**毎年７月１日から７月 10 日まで**
  ※9 月から翌年 8 月までの保険料や保険給付の額の基礎となる標準報酬月額が決定します。

- **令和２年度労働保険料等の申告　労働保険の年度更新**
  令和２年６月１日～同年７月 10 日
  ※申告・納付期限が令和２年８月 31 日まで延長されています。

- **社会保険料、労働保険料の納付の猶予**
  新型コロナウイルス感染症の影響により社会保険料、労働保険料ともに申請することで１年間納付を猶予することができます。

ご不明な点等ございましたらご連絡ください。

あおば綜合社労士事務所

税理士法人　あ お ば　　発行責任者　南　谷　正　仁
本　　店　〒632-0071 天理市田井庄町 528
ＴＥＬ　0743-63-2361　　ＦＡＸ　0743-63-6223
大阪事務所　〒550-0012　大阪市西区立売堀１－１－１　立売堀１番館４階
ＴＥＬ　06-6541-6790　　ＦＡＸ　06-6541-6789
URL http://www.aoba-atm.com　　E-mail　info@aoba-atm.com